

新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた熱中症事故の防止について

令和2年6月19日
西脇市教育委員会

1 暑さ指数（WBGT）を活用した運動制限について

- (1) 各学校の暑さ指数計を利用し、活動場所の暑さ指数を9月上旬まで測定し、活動の判断に利用する。
- (2) 環境省熱中症予防情報サイトにおける西脇市の当日、翌日、翌々日の3時間毎の予測値も判断の参考とする。
- (3) 暑さ指数が31℃以上の場合は、運動は原則中止とする。体育や部活動を行う場合は、運動を行わない内容とし、休み時間中の運動についても、行わないよう注意喚起する。
- (4) 屋外での活動のカリキュラムを午前中に設定したり、教科等の年間カリキュラムを入れ替えたりする等の、未然防止の取組を行う。

2 体調管理、水分補給について

- (1) 屋外での活動の際は、帽子を使用させる。
- (2) 子どもの体調に注意し、不調を訴えた場合は無理をさせないようにするとともに、平素より睡眠時間の確保等の生活リズムについて指導する。
- (3) 授業中であっても必要に応じ水分補給の時間を設ける。

3 エアコンの利用について

- (1) 設定温度は、室温が28℃以下となるように設定する。
- (2) エアコンの利用時についても、常時2方向（対角）の窓を開けて換気を行う。また、休み時間や昼休み等は窓を全開にして、数分間程度、換気を行う。

4 徒歩による登下校中の熱中症対策について

- (1) 通学距離の実情に合わせ、登校班ごとに水分補給の時間を設け水分補給をさせる。
- (2) 登下校時のクールネックタオルの着用を推奨する。
- (3) 下校時の気象条件により、帽子の着用に加え、日傘や雨傘（透明でないもの）をさして下校する指導を行う。
- (4) 体への負担を軽減するため、7月22日から8月31日の間は、荷物を可能な限り少なくする取組を行う。

※ 以上4点は主に小学校を対象とした取組とするが、中学校においては自転車通学との関連を踏まえ、実情に合わせた取組を指導する。

5 その他

6月22日（月）から指導及び周知期間とし、6月29日（月）から9月上旬まで実施とする。